

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(イ) 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…総平均法による原価法

製 品…総平均法による原価法

原材料…総平均法による原価法

仕掛品…総平均法による原価法、ただし、計器修理品は売価還元法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品…個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 … 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金…役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金…従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5, 889, 663千円
無形固定資産の減価償却累計額	87, 272千円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	659, 278千円
短期金銭債務	4, 925千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね2ヶ月で支払いを受けております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	70, 857円84銭
2. 1株当たり当期純利益	3, 229円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(当期純利益)

442, 459千円